

難波元町小学校 いじめ対応フロー図

教職員研修について = 年に2回校内研修を実施する。

(いじめ防止に関する校内研修を1回以上開催する。)

教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の伝達研修を1回以上行う)

早期発見のために = ・日々の観察 ・いじめアンケートの実施 (学期に1回以上=年に3回以上)

・教育相談の実施 (学期に1回以上=年に3回以上) ・SCによるカウンセリング

・家庭や地域との連携 ・学校以外の相談窓口の周知

いじめの可能性に気付いたとき

全教職員 ・いじめと疑われる行為を発見した ・児童から相談や訴えがあった ・外部から通報があった
・保護者から相談や訴えがあった ・いじめアンケートに記載があった 等

校長・副校長・教頭 ・いじめ対策のための組織 (例. いじめ防止委員会、いじめ対策委員会 等) 会議の開催

【協議内容】 初期対応の検討

- ・把握できている情報の共有
- ・被害児童の安全確保、心のケア、学習支援の方法
→ 初期段階より SC による心のケア

被害児童生徒

加害児童生徒

その他の児童生徒

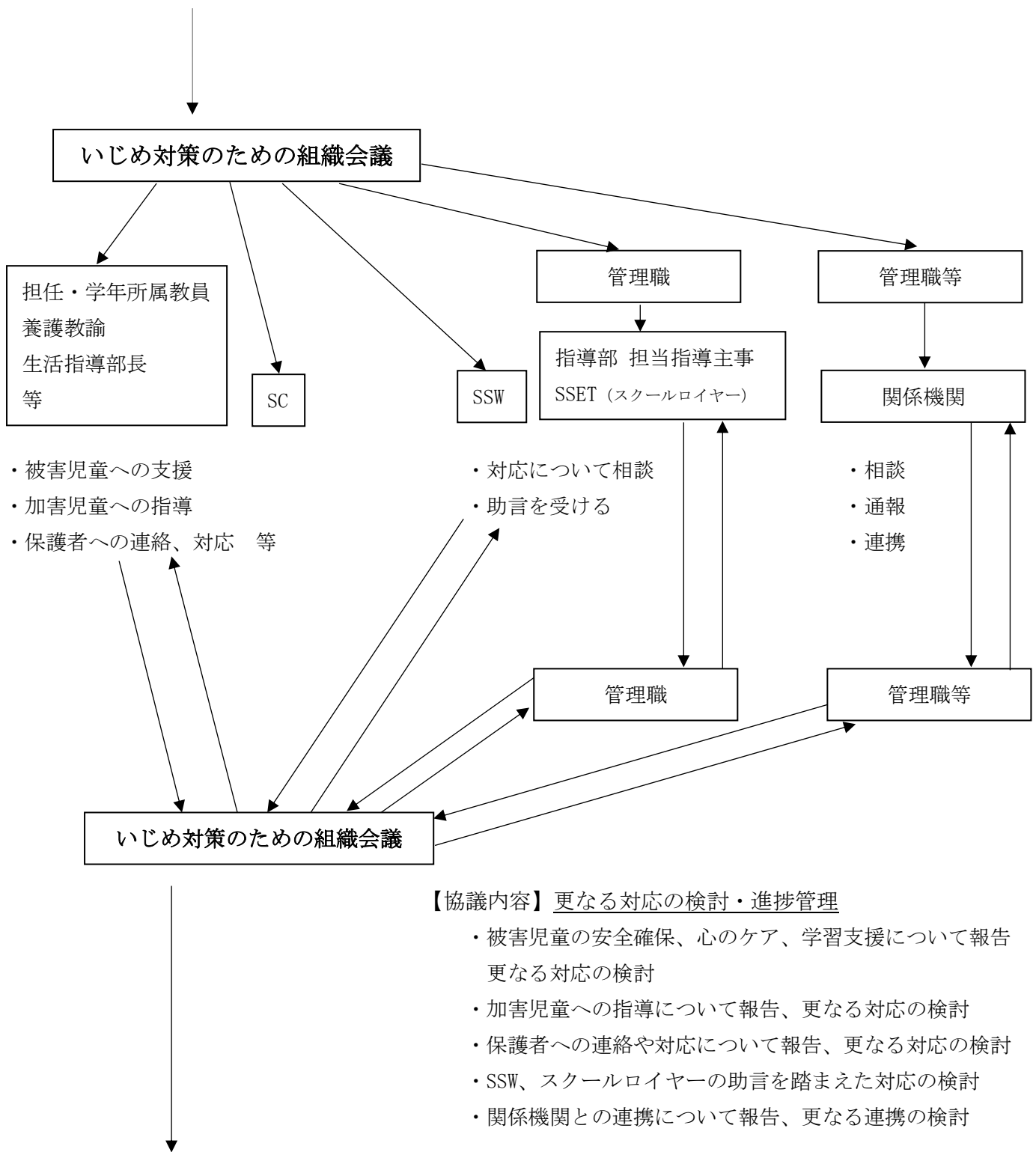
- ・聞き取り方法 (どの教職員が、どこで、どのように、何 (内容) を聞き取るか?)

担任・学年所属教員・生活指導部長等 ・児童からの聞き取り等

【協議内容】 指導方針・指導方法の決定

- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無
- ・被害児童への具体的な支援の方法 (どの教職員が、どのような支援を、どのように行うか?)
- ・加害児童への具体的な指導の方法 (どの教職員が、どのような指導を、どのように行うか?)
- ・保護者への連絡について (どの教職員が、どのような方法で行うか? 説明する内容は?)
- ・関係機関との連携について (連携の必要があるか?
連携の必要がある場合、どの関係機関と、どのように連携するか?)
- ・その他の児童への働きかけの方法 (どの教職員が、どのように行うか?)

いじめ対策のための組織会議



全教職員

・日々の見守り

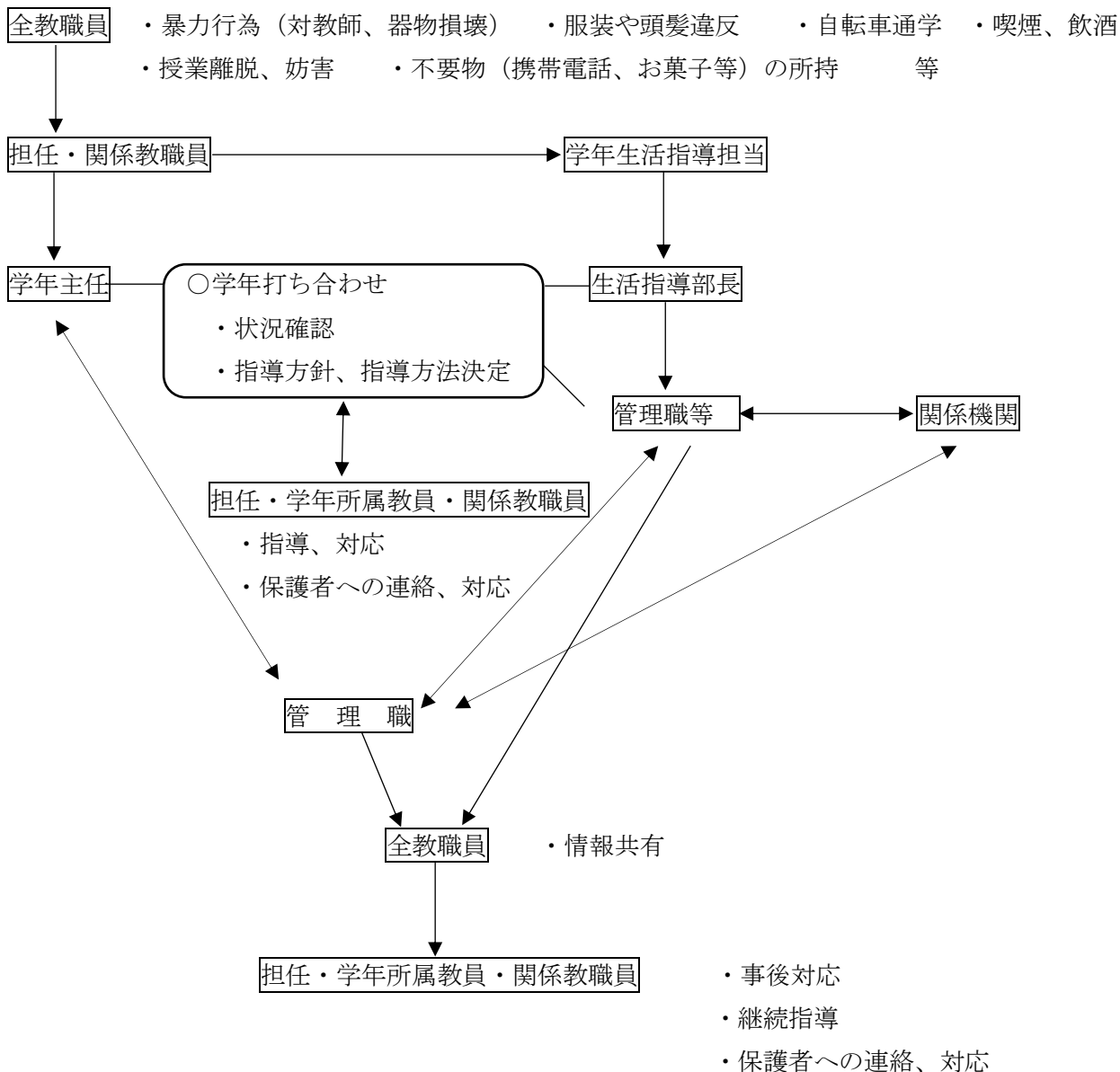
「被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。」

「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。」

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

いじめ以外の問題行動発生時の対応



※問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。